

第8章 製造保安責任者等

第1 製造保安責任者等の選任及び解任（法第30条、第33条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第21号「火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届」

(2) 届出時期

製造保安責任者等を選任又は解任したときは、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安責任者免状の写し（選任の場合に限る。）

2 選任基準について

(1) 製造保安責任者等

火薬及び爆薬の製造については甲種又は乙種の資格が必要だが、煙火等の原料の火薬および爆薬の製造にあつては、省令第68条第1項イ、ロ（省令第70条ただし書）の要件に該当する場合は丙種でも可

区分		製造数量	保安責任者	代理者	副保安責任者
信号焰管、 信号火せん 及び煙火	製造（変形及び 修理を除く。	300kg／日以上	甲種又は乙種の資格を有 する者1人		甲種、乙種又は丙種 の資格を有する者※
		300kg／日未満	甲種、乙種又は丙種の資 格を有する者1人		
	変形及び修理				

甲種…甲種火薬類製造保安責任者免状

乙種…乙種火薬類製造保安責任者免状

丙種…丙種火薬類製造保安責任者免状

※… 危険工室において製造作業に従事する従業者数が50人以上150人未満で1人以上、150人以上250人未満で2人以上（以降100人増えるごとに1人以上の選任者数を追加）の製造副保安責任者を選任すること。

(2) 取扱保安責任者等

ア 火薬庫の所有者若しくは占有者

区分	貯蔵合計量	保安責任者	代理者	副保安責任者
火薬庫（煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫を除く）の所有者又は占有者	1年間に20t以上の爆薬（爆薬換算）	甲種の資格を有する者1人		火薬庫の棟数が10を超えるごとに甲種又は乙種の資格を有する者1人
	1年間に20t未満の爆薬（爆薬換算）	甲種又は乙種の資格を有する者1人		
煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の所有者又は占有者				

イ 消費者

区分	消費合計量	保安責任者	代理者	副保安責任者
消費者	1か月に1t以上の火薬又は爆薬	甲種の資格を有する者1人		火工所1か所につき甲種又は乙種の資格を有する者1人
	1か月に50kg以上1t未満の火薬又は爆薬	甲種又は乙種の資格を有する者1人		
	1か月に25kg以上50kg未満の火薬又は爆薬	人		
	1か月に25kg未満の火薬又は爆薬			

3 その他

- (1) 保安手帳制度による手帳を有する者を選任又は解任する場合は、届出時に保安責任者手帳への記入及び都道府県確認欄への押印を受けること。
- (2) 消費者の場合にあつては、選任期間は消費許可の期間に限るものとし、消費許可を継続する場合は、その都度選任をすること。